

転出される方へ

新住所に「**住み始めた日から１４日以内**」に転入先の市区町村へ「転入届」をしてください

◆ 転入届に必要なもの

- ☐ 転出証明書
- ☒ 本人確認できるもの（運転免許証・パスポート等）
- ☐ マイナンバーカード
- ☐ (特定)在留カード又は(特定)特別永住者証明書（みなしカードを含む）

☐ 特例の転出（マイナンバーカード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使った転出）をされた方は、必ずカードを窓口にお持ちになって転入の届出を行ってください。

＊代理人により転入届をされる場合に必要な持ち物は、転入先の役所・役場に直接お問い合わせください

＊転入後の各種助成・手当等の手続きについては、転入先の役所・役場に直接お問い合わせください

＊市役所以外の手続（郵便物・運転免許証等）は、ご自分で関係機関に住所変更の届出をしてください

マイナンバーカードをお持ちの方へ

問合せ先 市民課 マイナンバーカードコールセンター Tel (0570)083-130

●転入届の際は必ずマイナンバーカードをお持ちになって、継続利用の手続をしてください。

▪ マイナンバーカードは、転出予定日から３０日又は新しい住所に住み始めた日から１４日を過ぎても転入の届出を行わなかった場合、廃止となり回収させていただくことになります。（マイナンバーカードを再交付するには、再交付申請の手続及び手数料が発生しますのでご注意ください）

▪ 継続利用の手続は、マイナンバーカードの所有者本人、又は同一世帯員の方ができます。ただし、マイナンバーカード発行時に設定した暗証番号の入力が必要です。継続利用の手続に必要なものは転入先の役所・役場にてお確かめください。

▪ 特定在留カード又は特定特別永住者証明書をお持ちの方も、継続利用の手続をしてください。

●証明書コンビニ交付が利用できなくなります。

▪ 転出届を出された後は、コンビニエンスストア等での証明書の発行ができなくなります。豊田市の各種証明書を取得されたい場合は市民課窓口（支所・出張所及び駅西口サービスセンターも含む）へお越しください。

印鑑登録をされている方へ

問合せ先 市民課 印鑑担当 Tel (0565)34-6733

▪ 豊田市で印鑑登録証明書の発行ができるのは、転出予定日の前日までです。印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑登録証、窓口に来られる方の本人確認書類、転出証明書をご持参ください。なお、引越しワンストップ（オンラインによる転出届）を利用して転出される方には、転出証明書はありません。

▪ 豊田市の印鑑登録は転出日で廃止となります。転出日が届出日以前の場合は、印鑑登録証は返却してください。転出日以降に印鑑登録証明書が必要な方は、転入先で改めて印鑑登録をしてください。

☐ 非水洗、簡易水洗トイレ ※くみ取り券の廃止・払戻し・人数変更の手続	・本人確認書類（運転免許証等） ・くみとり券	清掃業務課（清掃事業所） Tel (0565)71-3003	全支所 市民課
☐ 古瀬間墓園利用許可申請事項の変更 （古瀬間墓園に利用権のある方）	・住所履歴の分かる住民票又は戸籍の附票（コピー可）	やすらぎ福祉総務課(東庁舎1階) Tel (0565)34-6706	—

（清掃業務課：豊田市渡刈町大明神39-3）

◆子育て（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
□児童手当 ※豊田市での手続に加え、転出先市町村へも直ちに請求手続が必要です。遅れると、手当を受給できない月が発生することがあります。 ※配偶者や児童手当の対象となるお子様のみが転出する際も手続が必要です。	・本人確認書類（運転免許証等）	おやこ応援課（東庁舎2階） Tel（0565）34-6966 インターネット（あいち電子申請システム）からも申請可能です 詳細はこちらをご覧ください （豊田市ホームページ） 	全支所 市民課
□児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊田市ひとり親家庭等支援手当 □母子・父子家庭医療費受給者証	右記窓口でおたずねください	おやこ応援課（東庁舎2階） Tel（0565）34-6966	足助等

◆その他

内 容	窓 口
☐ こども園の退園	各こども園
☐ 小学校、中学校の転校（在学証明書の発行）	各小学校、中学校
☐ 自治区の異動	各区長
☐ 原動機付自転車（125 ccまで）、小型特殊自動車（耕運機、トラクター等）の住所・標識の変更	転出先の市区町村の軽自動車税係
☐ 普通自動車、125 ccを超えるオートバイの住所・標識の変更手続	転出先管轄の運輸支局
☐ 軽自動車、軽三輪の住所・標識の変更手続	転出先管轄の軽自動車検査協会
☐ 豊田市ファミリーシップ宣言に関すること	ジェンダー平等推進センター （豊田産業文化センター2階） Tel (0565)31-7780

＊窓口についての説明

全支所…豊田市内にある全ての支所・出張所で手続できます

足助等…足助支所・旭支所・稲武支所・小原支所・下山支所・藤岡支所で手続できます

市民課…市民課（豊田市役所南庁舎1階）で手続できます

◎ 問合せ

豊田市役所	電 話：（０５６５）３１－１２１２ ＦＡＸ：（０５６５）３３－２２２１ ホームページ https://www.city.toyota.aichi.jp
開庁日：月曜日～金曜日 午前９時００分～午後４時００分 閉庁日：土曜日、日曜日、祝日、１２月２９日～１月３日	

以下の案内も参考にしていただき、該当するものを各窓口で手続きしてください

一部の手続は支所・出張所でも行えます（内容により担当課で直接手続する場合があります）

国民健康保険に加入されている方へ

問合せ先 国保年金課 TEL (0565)34-6637

●豊田市民国民健康保険の資格があるのは、転入する市区町村の転入日前日までです。

- 転入する市区町村の転入日以降に医療機関等を受診されますと、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。
- 転出届の際に資格確認書等を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
- 転入する市区町村への転入日に合わせて、豊田市国民健康保険の資格喪失日を調整します。

後期高齢者医療に加入されている方へ（愛知県外へ転出する方のみ該当）

問合せ先 福祉医療課 TEL (0565)34-6959

●愛知県高齢者医療の資格があるのは、転入する市区町村の転入日前日までです。

- 転入する市区町村の転入日以降に、医療機関等を受診されますと、愛知県後期高齢者医療広域連合が負担した医療費用を返還していただく場合があります。
- 転出届の際に資格確認書等を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
※愛知県内の市町村へ転出される方は手続不要です。

医療費受給者証をお持ちの方へ

問合せ先 福祉医療課 TEL (0565)34-6743

●豊田市の医療費受給者証（子ども医療費受給者証等）は、転出されると使用できません。

- 転出してから医療機関等で豊田市の医療費受給者証を使用されますと、後日、豊田市が負担した医療費用を返還していただくことになります。
- 転出届の際に豊田市の医療費受給者証を返納されなかった方は、届出時にお渡しした封筒で返却してください。
※再度、豊田市に転入しても、お持ちの受給者証は再使用できません。

健康診査・がん検診受診券、予防接種券をお持ちの方へ

問合せ先 （健康診査・がん検診受診券について）健康政策課 TEL (0565)34-6956
（予防接種券について）感染症予防課 TEL (0565)34-6180

●豊田市の健康診査・がん検診受診券、予防接種券は、転出されると使用できません。

- 転出してから豊田市の健康診査・がん検診受診券及び予防接種券を使用されますと、豊田市が負担した健診・がん検診及び予防接種の費用を返還していただくことになります。

妊産婦・乳児健康診査受診票をお持ちの方へ

問合せ先 おやこ応援課 TEL (0565)34-6636

●豊田市妊産婦・乳児健康診査受診票は、転出されると使用できません。

- 転出してから豊田市の受診票を使用されますと、医療機関に健診費用をお支払していただくことになります。
- 使用していない受診票があれば転出先の市区町村で交換してください。

◆保険・医療（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
☐ 子ども医療費受給者証	・各医療費受給者証	福祉医療課（東庁舎 1 階） ○医療費受給者証 TEL (0565)34-6743	全支所 市民課
☐ 障がい者（心身・精神）医療費受給者証 ☐ 福祉給付金受給者証		○後期高齢者医療 TEL (0565)34-6959	足助等
☐ 後期高齢者医療制度 （愛知県外へ転出される方）	・資格確認書、特定疾病療養 受療証（お持ちの場合）		全支所
☐ 介護保険の要介護・要支援認定 （豊田市で認定を受けている方）	右記窓口でおたずねください	介護保険課（東庁舎 1 階） ○認定について TEL (0565)34-6911	全支所
☐ 介護保険被保険者証 （市外の介護施設に転出される方）		○保険料について TEL (0565)34-6634	
☐ 特定医療費受給者証(指定難病) （愛知県外、名古屋市へ転出される方）	・受給者票又は受給者証	特定医療費専用窓口 （東庁舎 4 階） TEL (0565)34-6059	—
☐ 特定疾患医療給付事業受給者票 （愛知県外、名古屋市へ転出される方） ☐ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票 （愛知県外へ転出される方） ☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証		保健支援課（東庁舎 4 階） TEL (0565)34-6855	
☐ B 型・C 型肝炎患者医療給付事業受給者票 ☐ 肝がん・重度肝硬変患者医療給付事業参加者証 （いずれも愛知県外へ転出される方）		感染症予防課（東庁舎 4 階） TEL (0565)34-6180	

◆障がい者福祉（豊田市で制度を受けていた方）

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
☐ 身体障がい者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障がい者保健福祉手帳	・各手帳 ・本人のマイナンバーが分かるもの	障がい福祉課（東庁舎 1 階） TEL (0565)34-6751	足助等
☐ 特別児童扶養手当	・本人確認書類（運転免許証等）		
☐ 障がい福祉サービスの受給者証 ☐ 障がい児通所サービスの受給者証	・受給者証		—

◆生活

内 容	必 要 書 類 等	窓 口	
☐ 水道を使用している方（使用中） ※使用中 3 営業日前までにご連絡 ください 中止日の翌月に最終精算分の請求が あります	《インターネットからも手続できます！》  ←詳細はこちらをご覧ください （豊田市ホームページ）	上下水道局料金課 （西庁舎 1 階） TEL (0565)34-6654	—